

原議保存期間 1 年
(平成20年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)

警察庁丁規発第5号
平成19年1月15日
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

「公共サービス改革基本方針」の改定について(通知)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づき、平成18年12月22日、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)の一部(別表)の改定が閣議決定された。

今次改定により、公共サービス改革基本方針の別表に別添のとおり車庫証明関係の窓口業務に関する記載が追加されたところであるが、公共サービス改革法の趣旨及び車庫証明関係の窓口業務に係る留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 公共サービス改革法の趣旨

公共サービス改革法の趣旨は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、必要な事項を定めることにある。

なお、地方公共団体の事務又は事業については、地方公共団体の判断において、上記改革を行うものとされており、公共サービス改革法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の対象となるのは、公共サービス改革法第5章第2節に定められている特定公共サービスに限られている。

2 車庫証明関係の窓口業務に係る留意事項

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。)に基づく車庫証明関係の窓口業務(申請書の取次ぎ、申請者に対する情報提供等を行う受付業務及び証明書等の文書の引渡業務をいう。以下同じ。)については、保管場所法上、その民間事業者への委託が禁止されているものではなく、一部の都道府県において既に民間団体

に委託している例もあるところである。

車庫証明関係の窓口業務は都道府県の事務であり、また、公共サービス改革法に規定する特定公共サービスには該当しないが、今般、公共サービス改革基本方針の別表に追加された別添記載の趣旨は、上述のように、保管場所法上、車庫証明関係の窓口業務の民間事業者への委託は禁止されているものではなく、各都道府県の判断に基づき民間事業者に委託することが可能であることについて、警察庁として各都道府県警察に周知させる措置を講ずることとされたものである。

各都道府県警察においては、以上の点を踏まえ、それぞれの実情に応じ、車庫証明関係の窓口業務の民間委託の必要性について検討することとされたい。

「公共サービス改革基本方針」(抄)

平成18年12月22日(閣議決定)

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

(別表)

7. 窓口業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1)車庫証明関係の窓口業務	○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)関係の各種申請の受付業務及び同法に係る車庫証明等の各種文書の引渡業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、平成18年度中に講じる。	警察庁

